

墨田区手数料条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由及び内容

(1) 通知カードの再交付手数料の廃止等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(元.5.31 公布、2.5.25 一部施行)により、通知カードの交付制度が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付の事務に係る手数料を廃止するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正(2.5.11 公布、2.5.25 施行)により、同省令名が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 引用条文の移動に伴う所要の規定整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正(元.12.4 公布、2.9.1 一部施行)により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(3) 屋外広告物の表示等に係る許可に関する手数料の新設

東京都屋外広告物条例の一部改正(2.3.31 公布、2.7.1 施行)により、プロジェクトンマッピングが新たに屋外広告物の表示等に係る許可申請の対象となることに伴い、当該申請に対する審査手数料を次のとおり新設する。

屋外広告物許可申請手数料	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円。ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円
--------------	---

2 施行期日

(1)については公布の日、(2)については本年9月1日、(3)については同年7月1日